

指定行動援護に係る従業者及びサービス提供責任者の資格要件

(平成 27 年 4 月 1 日 神奈川県障害サービス課)

 が、行動援護従業者の要件に係る経過措置部分です。これらに該当する方は、平成 30 年 4 月 1 日以降、行動援護従業者とは認められなくなります。

 は、サービス提供責任者の要件に係る経過措置部分です。これらに該当する方は、平成 30 年 4 月 1 日以降、指定行動援護に係るサービス提供責任者になることはできません。

区分	資格要件
従業者	① 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 1 年(180 日)以上の従事経験を有する者
	② 介護福祉士、実務者研修・居宅介護職員初任者研修（介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修 1・2 級課程を含む。）修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 2 年以上の従事経験を有する者
サービス提供責任者	① 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 3 年以上の従事経験を有する者
	② 介護福祉士、実務者研修・居宅介護職員初任者研修（介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修 1・2 級課程を含む。）修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 5 年以上の従事経験を有する者

※ 1 年以上の従事経験とは、従事期間が通算 365 日以上であり、かつ、直接支援業務に現に就労した日数が 180 日以上である場合を言います。（2 年・3 年・5 年以上の従事経験についても同様の考え方です。）